

## 休眠組合の整理に係る事務取扱要領

### 第1 目的

この要領は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等の組合（以下「組合」という。）であって、事業活動が停止し、休眠状態にある組合（以下「休眠組合」という。）に対し、解散命令の発動又は再建指導（以下「解散命令等」という。）を一括して実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要領において、「組合」とは、川崎市長を所管行政庁とする次に掲げる組合とする。

なお、複数の所管行政庁で共管する組合については、関係行政庁で協議の上、解散命令等の実施について定めるものとする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合

- 2 この要領において、「解散命令等の対象となる組合」（以下「対象組合」という。）とは、基準日（平成20年10月1日とし、以後3年毎の同月日とする）より遡って3年間に、所管行政庁に対する届出及び許認可申請等が一度もなされていない組合とする。

### 第3 解散命令等の実施に係る手続

#### 1 解散命令等対象組合の選定

- (1) 経済労働局経営支援部経営支援課（以下「所管課」という。）は、第2により対象組合を選定し、解散命令等対象組合名簿（以下「対象組合名簿」という。）を作成する。
- (2) 所管課は、対象組合名簿を神奈川県中小企業団体中央会に送付し、対象組合の活動の有無について状況確認を依頼する。  
その結果、活動が認められた組合については、対象組合から除き、決算関係書類等の提出につき指導するものとする。  
なお、指導の結果においても、決算関係書類等の提出がない組合については、対象組合として取り扱うこととする。

#### 2 解散の命令のための確認の通知

- (1) 所管課は、解散の命令のための確認の通知（以下「確認通知」という。）を様式1により作成し、対象組合あてに配達証明郵便により送付する。（以下の手続の流れについては、別紙「解散命令等の手続フロー図」を参照。）
- (2) 確認通知が返戻されたときは、登記簿の閲覧、住民票照会等により代表理事の住所を調査し、到達の見込まれる所在地あてに再送付する。ただし、代表理事の住所が判明しないときは、必要に応じ、住所が判明する他の理事に対して確認通知を送付する。

#### 3 活動状況等の調査

- (1) 所管課は、上記2による確認通知が到達し、かつ関係書類の提出があったときは、組合の活動が認められるか否かについて、以下の判断基準により書類審査を行う。

ア 決算関係書類が3年分提出されること。(なお、提出される書類の事業計画と事業報告、収支予算と収支決算とのつながりが明らかにされていること。また、同書類を承認した総会の議事録、役員名簿、組合員名簿及び定款が添付されていること。)

イ 上記の書類を作成していない組合については、領収書等、活動状況を示す書類が提出されること。

- (2) 調査の結果、活動が認められた組合については、法令に基づく届出、登記等を励行するよう十分事後指導を行うこととする。

#### 4 聴 聞

(1) 所管課は、上記3による調査の結果、活動が認められない組合、上記2による通知が到達したにも関わらず関係書類の提出がない組合及び上記2(2)によってもなお、確認通知が返戻された組合については、川崎市行政手続条例(平成7年川崎市条例第28号。以下「市条例」という。)の規定に基づく聴聞を行う。

(2) 上記3による調査の結果、活動が認められない組合及び上記2による通知が到達したにも関わらず関係書類の提出がない組合については、様式2による聴聞に関する通知を行うこととする。

(3) 聴聞に関する通知が返戻されたときは、上記2(2)と同様の方法により再送付する。

(4) 上記2(2)によってもなお、確認通知が返戻された組合及び上記(3)によってもなお、聴聞に関する通知が返戻された組合については、市条例の規定に基づき、様式3により庁内掲示板等への掲示による通知を行う。

なお、この場合は、掲示を始めた日から2週間を経過したときをもって、聴聞に関する通知が組合に到達したものとみなす。

(5) 聴聞によって活動が休止している理由が正当であるか否かを判断する。なお、正当な理由とは以下のものをいう。

ア 天災等により、その事業を行うことが不可能であった場合

イ 産業構造の急激な変化等により事業の変更を準備中の場合

ウ 親企業が倒産することにより、下請業者が取引先の変更を余儀なくされ、組合としても、従来親企業との関連で行っていた事業内容を変更せざるを得なくなり、その準備に時間を要しているような場合

エ 市街地再開発事業等のため、当該事業が終了するまで、商店街、共同店舗等の組合員が別々の仮店舗で営業していること等により、組合活動を行うことが不可能な場合

オ 組合の意思に関わらず、行政庁等の処分により事業を遂行することができない場合

カ その他市長が特に認めた場合

(6) 上記(5)の結果、組合の活動が休止していることについて、正当な理由があると判断された組合については、組合活動を行うことを妨げている要因が解消され次第、可及的速やかに活動を行うとともに、法令に基づく所要の届出、登記等を励行するよう指導するものとする。

(7) 上記(5)の結果、組合の活動が休止していることについて、正当な理由があると判断された組合以外の組合については、再建が可能か否かを判断する。なお、再建が可能な場合とは、以下の基準を全て満たした場合とする。

ア 組合の再建を中核となって推進する者が存在する場合

イ 組合員が組合活動の再建を希望している場合

- ウ 組合活動を再開するにあたり、財政的裏付けが得られる見通しがある場合
- (8) 上記(7)において、再建が可能と判断された組合については、今後の組合としての対処方針を確認するとともに、原則として以下の手順をとらせることにより当該組合の継続を指導するものとする。
- ア 臨時総会の開催により新たな役員を選出する。(なお、役員がおり、その任期がある場合は、この限りではない。)
- イ 新たに選出された役員は、神奈川県中小企業団体中央会の協力を得て、再建策(例えば、2年分の事業計画と収支予算等)を作成する。
- ウ この再建策について、再度臨時総会を開催し、その議決を得た後、所管課に提出する。

## 5 解散命令

- (1) 所管課は、聴聞の結果、正当な理由がなく、かつ再建が不可能と判断された組合については、自主解散を指導するか又は解散命令を発するための手続を行う。解散命令通知は、様式4により、配達証明郵便を用いて送付する。
- ただし、代表理事の所在が不明の組合にあっては、当該通知に代えて下記(3)の公示送達(官報公告)により行う。
- (2) 組合への解散命令通知が返戻されたときは、上記2(2)と同様の方法により再送付する。
- (3) 上記(2)によってもなお、組合への通知が返戻されたときは、様式5により、解散命令を公示送達(官報公告)により行う。官報掲載の20日後には効力を発し、当該組合は解散したものとみなされる。
- (4) 解散命令の手続終了後、解散の登記を様式6により法務局へ依頼する。

## 第4 実施時期

今後は3年に1回、10月1日を基準日として、同様の措置を実施するものとし、2月中旬までに所要の手続を終え、3月初旬には解散命令(官報掲載分を含む。)を発することを目途とする。

また、当該基準日に拠らず、中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき解散命令等を実施する場合においても、この要領の規定に準じて事務を執り行うものとする。

### 附 則

この要領は、平成20年10月31日から施行する。

### 附 則

この改正要領は、令和5年3月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。